

病及傷疾、爲下叙之者

第廿三條

豫備員以下叙當時、給料又給ふ

第廿四條

待命員以下、當令支給たるべし

第廿五條

豫備員、海務課長、皆是、從之

毎日出勤するべし

第廿六條

豫備員、何國より、北年、從之、東

無支障、本操準備、爲之、置入、べし

第廿七條

豫備員、待命員、特、義、認、り、受

るべし、此、レ、旅行、ヨリ、得、ル、ガ

第廿八條

豫備員、待命員、社、会、服、務

第廿九條

豫備員、引續き、七日以上、出勤、シ、ル、ト、キ

ハ、其、以後、出勤、中、ハ、給料、又、給、付、セ、ル、ベ、シ

第三十條

普通、叙、次、ニ、シ、テ、看、察、ニ、採、用、セ、ラ、レ、ル、者

ハ、本、章、規、定、ヲ、適、用、ス、但、シ、豫、備、員、ハ

規、定、ヲ、準、用、ス

第三十一條

第五章、廣、四、科

第三十二條

普通、叙、次、ニ、シ、テ、左、記、各、項、ニ、該、當、ス、ル、者

ハ、該、考、上、叙、次、ニ、廣、典、ス